

令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準

※令和5年2月の資格審査時に適用

- 岩手県が発注する工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ県が定める入札参加資格基準に係る審査を受け、「県営建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載されていることが必要である。
- 名簿の有効期間は、令和5年6月1日から2年間である。

資料

I 申請要件

1 申請者の欠格要件

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)以下「政令」という。)第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(成年被後見人、被保佐人、暴力団等)
- 「県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札又は指名競争入札参加者の資格等に関する規程」(昭和56年岩手県告示第412号)第10条第1項第2号又は第3号の規定により資格を取り消され、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 岩手県の県税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所にもかかわらず未届(未加入)の者
- 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な關係を有する者

2 工事種別毎の欠格要件

- 申請する工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の規定による許可を受けていないとき
- 経営事項審査の審査基準日(決算日)が、申請書を提出する日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間に属する総合評定通知書を有していないとき
- ②の経営事項審査において、申請する工事種別の完成工事高がないとき
- 申請する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあっては、その工事種別に対応する建設業の許可を受けた法第3条第1項に規定する営業所を岩手県内に有していないとき
- 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にないとき
- 申請する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあっては、技術者数要件表に掲げる技術者数の最下位等級の要件を満たしていないとき

II 総合点数=経営事項評価点数(建設業法による全国一律の評価)+技術等評価点数(岩手県独自の評価)

※最高点数2,866点

1 経営事項評価点数(経営の総合評定値) ※最高点数2,158点

- 《経営事項審査》
- 国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可者が必ず受けなければならない審査である。(建設業法第27条の23)
 - 審査項目等は、全国一律の基準で決められている。
 - 経営規模、経営状況、技術力、社会性等の各項目を審査し、審査結果は基準に基づき点数化される。
 - 公共工事の各発注機関は、競争入札参加資格審査を行う際に、経営事項審査の審査結果を客観点数として用いている。

- (1)経営規模(X1)
完成工事高(業種別)
(2)経営規模(X2)
自己資本額
平均利益額
(3)経営状況(Y)
売上高経常利益率、自己資本比率など
8指標で評価
(4)技術力(Z)
技術職員数(業種別)及び元請完成工事高
(5)社会性等(W)
労働福祉の状況
建設業の営業年数
防災活動への貢献の状況
公認会計士等数
知識及び技術または技能向上に関する取組の状況について等

$$\Rightarrow \text{総合評定値}(P)=0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$



2 技術等評価点数(県独自の評価) ※最高点数708点

(1)施工能力

- 工事成績評点
工事種別ごとに、平成28~令和3年度(過去6年間)の工事成績を用いて算定する。
$$X = \frac{[(\text{工事A成績} \times \text{契約額}) + (\text{工事B成績} \times \text{契約額})] \dots - 65}{\text{工事A契約額} + \text{工事B契約額} + \dots}$$

$$\alpha \text{ 点} 1 \text{ 点} \sim 100 \text{ 点} (\text{工事成績} 6 \text{ 年平均} 75 \text{ 点} \sim 100 \text{ 点に応じて加算})$$
- 令和3~4年度に岩手県の優良県営建設工事表彰を受賞している場合
- 令和3~4年度に岩手県の優良下請負企業表彰を受賞している場合
- 優秀施工者岩手県知事表彰の受賞者を雇用している場合
- 令和3~4年度に東北地方工事安全施工推進大会の優良企業(現場代理人)の表彰を受賞している場合
- 令和3~4年度に除排雪業務の受託又は緊急修繕業務を実施している場合
ア 土地交通省、県、県内市町村、高速道路会社から道路、港湾、空港、漁港の除排雪業務(融雪剤散布を含む)を受託した場合(下請含む)
- イ 県又は県内市町村(一部事務組合及び公の施設の指定管理者を含む)の要請に基づき、緊急修繕業務(災害対応を除く)を実施した場合(下請含む)
- 一定の要件を満たす有資格技術者・技能者の雇用
ア 令和3年2月1日~令和5年1月31までの間に土木CPDSを10ユニット以上取得
イ 令和3年2月1日~令和5年1月31までの間に建築CPDを6単位以上取得
ウ 登録基幹技能者講習修了

(3)経営意欲

- いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の認定区分★★★～★★★★を受けている場合(ただし、経営事項評価点数にてISO14001認証取得加点対象者を除く。)
- 新卒者の継続雇用
以下に掲げる者を令和3年2月1日～令和5年1月31日までの間に採用し、令和3年1月31日まで継続して常時雇用している場合
ア 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者
イ 公共職業能力開発施設又は認定高等職業訓練校(在職者訓練を除く)を修了後3年以内の者
- 新分野進出
ア 岩手県の新分野進出等表彰
(ア) 最優秀賞
(イ) 優秀賞
イ 岩手県の新分野進出等奨励企業認定

- 一般事業主行動計画を策定している場合
- いわて子育てにやさしい企業等認証取得
- いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)認定取得

(4)法令遵守

- 令和3~4年度に指名停止措置を受けた場合
- 令和3~4年度に入札参加資格の認定取消しを受けた場合
- コンプライアンスの取組み(ア～エ)のいずれかを実施していない場合(上位等級に格付けられるための必要要件)
→ ア～エすべてを実施していること
ア コンプライアンス・マニュアル作成
イ コンプライアンス担当部署・担当者設置
ウ 従業員通報窓口設置
エ 令和3年2月1日～令和5年1月31日の間に、研修会等実施(外部研修を役員又は従業員が受講した場合は、伝達研修等を実施し、社内で広く共有することを義務付ける。)

(5)その他

- 申請における希望等級の申告(県内業者のみ)
資格審査申請時に、希望する等級別区分(格付)の申告を受け付け、本来の等級別区分と希望する等級別区分のうちいずれか低いほうの等級別区分を適用する。

III 合併等特例措置

- 県内企業による合併等については、申請による総合点数(=経営事項等評価点数+技術等評価点数)に、その点数の10%相当を一律に加算して算出する。
- 合併会社の主たる営業所とならなかった合併当事会社の主たる営業所を合併会社のその他の営業所とした場合は、合併会社のその他の営業所についても、主たる営業所とみなす。

※ 合併当事会社…合併等前の関係会社

合併会社…合併等による新設会社又は存続会社等

IV 技術者数要件(平成21年6月～)

業種	格付	資格の名称	要件
土木	特A級	土木施工管理技士等	15(15)
	A級	"	12(5)
	B級	"	6(3)
	C級	"	3(1)
建築一式	A級	建築施工管理技士等	8(4)
	B級	"	5(1)
	C級	"	3(0)
電気設備	A級	電気工事施工管理技士等	6(3)
	B級	"	3(1)
管設備	A級	管工事施工管理技士等	5(2)
	B級	"	3(1)
舗装	A級	土木施工管理技士等	8(4)
	舗装施工管理技術者	"	1(1)
	B級	土木施工管理技士等	3(1)
	B級	舗装施工管理技術者	1(0)

※ 括弧内は1級技術者の数であること。

V 発注標準金額(令和3年6月～)

業種	格付	発注標準金額(税込)
土木	特A級	3億5,000万円以上
	A級	6,000万円以上
	B級	2,500万円以上6,000万円未満
	C級	2,500万円未満
建築一式	A級	6,500万円以上
	B級	2,500万円以上6,500万円未満
	C級	2,500万円未満
電気設備	A級	2,500万円以上
	B級	2,500万円未満
管設備	A級	2,500万円以上
	B級	2,500万円未満
舗装	A級	1,500万円以上
	B級	1,500万円未満

※令和2年度第2回建設委員会で決定し、令和3年6月から施行。

(参考) 令和3・4年度等級別区分基準点数

業種	格付	総合点数	資格者数(県内)	資格者数(県外)
土木	特A級	1,810点以上	—	24
	A級	1,190点以上	148	40
	B級	1,050点以上	181	10
	C級	1,050点未満	459	14
建築一式	A級	1,165点以上	63	34
	B級	960点以上	81	2
	C級	960点未満	227	0
電気設備	A級	1,015点以上	42	35
	B級	1,015点未満	103	12
管設備	A級	995点以上	68	27
	B級	995点未満	177	7
舗装	A級	1,245点以上	64	8
	B級	1,245点未満	375	10

※令和3年6月1日現在

※基準点数については、申請取りまとめ後、全体のバランスを勘案して、令和3年5月の建設委員会で決定。
※格付けを行った後に基準点数を公表。